

# 被用者年金の一元化に関する資料

## 被用者年金の一元化

### <現状>

- 被用者年金が職域ごとに分立しており、特に、共済年金と厚生年金を比較すると、2階部分の給付設計は同じであるものの、保険料率や職域部分を含めた給付水準、給付設計が異なっている。

### <改革の方向性>

- 以下の措置等を行うことを検討する。
  - ・厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
  - ・共済年金の1階、2階部分の保険料率については、早期に厚生年金に揃える。
  - ・遺族年金などの共済年金と厚生年金との給付の要件の差については、原則として厚生年金に揃える。

### (参考1)平成19年に提出された被用者年金一元化法案の概要

#### ○ 法律案の趣旨

制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

#### ○ 法律案の概要

- ① 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
- ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
- ③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。
- ④ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。
- ⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。(新3階年金については、別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施する趣旨を附則に規定)
- ⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)
- ⑦ 被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)

※本法案は平成19年4月13日、第166回通常国会に提出したが、審議未了のまま衆議院解散(平成21年7月21日)により廃案となった。

### (参考2)厚生年金及び共済年金の保険料率

	厚生年金	国家公務員共済・地方公務員共済	私立学校教職員共済
現在(平成23年4月)	16.058%	15.508%(※)	12.938%(※)
最終保険料率	18.3%(平成29年度)	19.8%(平成35年度)(※)	19.4%(平成42年度)(※)

※ 職域部分も含めた保険料率

## 社会保障・税一体改革成案における 改革項目の着実な推進について

平成23年7月11日

厚生労働大臣 細川 律夫

## 社会保障・税一体改革成案における改革項目の着実な推進について

- 去る6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部において取りまとめられた「社会保障・税一体改革成案」において示された社会保障分野の改革については、今後の与野党協議の推移を踏まえ、成案に示された工程表に沿って、関係者の理解と国民合意を形成しつつ、関係府省の協力も得ながら着実にその遂行を図る。

### 【子ども・子育て】

検討項目： 保育等<sup>①</sup>の量的拡充や幼保一体化など子ども・子育て新システムの制度実施に伴う機能強化

検討の場： 子ども・子育て新システム検討会議 等

スケジュール： 内閣府をはじめとした関係府省とともに精力的に検討し、税制抜本改革とともに、早急に法案提出

### 【医療・介護】

検討項目： 医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化・機能強化、保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化

検討の場： 社会保障審議会（医療部会・医療保険部会・介護保険部会・介護給付費分科会）、中央社会保険医療協議会 等

スケジュール： 診療報酬・介護報酬の改定に議論を適切に反映するとともに、  
・ 基盤整備のための一括的な法整備については2012年目途に法案提出  
・ 医療保険・介護保険の見直しについては、税制抜本改革とともに2012年以降関係法案を提出

②

### 【年金】

検討項目： 最低保障機能の強化、短時間労働者への適用拡大、被用者年金一元化、マクロ経済スライド、支給開始年齢等の現行制度の改善

検討の場： 社会保障審議会（年金部会） 等

〔 非正規雇用対策、高齢者雇用の確保など雇用政策と連携した検討を行う。〕  
〔 被用者年金一元化については、共済制度関係各省との協議・調整を行う。〕

スケジュール： 8月までのできる限り早い時期に検討の場を立ち上げ議論を開始し、  
・ 最低保障機能の強化関係は、税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに関係法案を提出  
・ その他は、2012年以降速やかに法案提出

※上記と併せ、新しい年金制度の創設については、国民的な合意に向けた議論や環境整備の状況を踏まえつつ、検討を進める。

- また、社会保障給付費統計における地方単独事業の位置付けについては、成案の趣旨を踏まえ、まずは、地方単独事業の実態について必要な把握を行った上で、総合的に整理する。